

妊婦・授乳婦専門薬剤師認定の更新条件

1. 日本病院薬剤師会は、妊婦・授乳婦専門薬剤師の資質を向上させる目的で、認定の更新を行う。
2. 認定期間は5年間とする。認定更新されない場合は、引き続き、妊婦・授乳婦専門薬剤師を呼称することはできない。
3. 更新を保留する場合は最長3年間まで認めることとする。保留期間中は妊婦・授乳婦専門薬剤師を呼称することはできない。保留する場合は、所定の理由書を提出する。
4. 日本病院薬剤師会は、更新対象者に満期の約1年前に更新手続きを通知する。
5. 更新に必要な条件は以下の通りとする。
 - (1) 認定期間中継続して、日本病院薬剤師会の会員であること。ただし、別記1に定める団体のいずれかの会員であればこれを満たす。
 - (2) 認定期間中継続して、日病薬病院薬学認定薬剤師であること。ただし、日本医療薬学会認定薬剤師であればこれを満たす。
 - (3) 更新申請時において、日本薬学会、日本医療薬学会、日本臨床薬理学会のいずれかの会員であり、かつ、日本産科婦人科学会、日本小児科学会、日本先天異常学会のいずれかの会員であること。
 - (4) 認定期間中、施設内において妊婦・授乳婦に関する専門的業務に従事していたこと、および施設内・地域・学会等において指導的役割を果たしてきたことを証明できること。
 - (5) 更新申請までの5年間に、別記2に定める妊婦・授乳婦に関する講習単位40単位以上(特段の理由がない限り、毎年最低3単位以上)を取得すること。ただし、40単位のうち日本病院薬剤師会の妊婦・授乳婦に関する講習会あるいは妊娠と薬情報センター(国が国立研究開発法人国立成育医療研究センターに設置したもの)が実施する講習会で12単位以上を取得すること。
 - (6) 更新申請までの5年間に、関連する国際学会、全国レベルの学会あるいは日本病院薬剤師会ブロック学術大会において妊婦・授乳婦に関する学会発表が1回以上(共同発表者でも可)、または複数査読制のある国際的あるいは全国的な学会誌・学術雑誌に妊婦・授乳婦に関する学術論文が1編以上(共同著者でも可)あること。

別記 1

(1) で「別記 1 に定める団体」とは、以下の通りである。

- 日本薬剤師会
- 日本女性薬剤師会

別記 2

1. 妊婦・授乳婦専門薬剤師の更新に関する講習単位数一覧表

研修項目	単位数
日本病院薬剤師会の妊婦・授乳婦に関する講習会（※1）への参加	6/日
妊娠と薬情報センター（国が国立研究開発法人国立成育医療研究センターに設置したもの）が実施する講習会への参加	1/2時間（※3）
各都道府県病院薬剤師会の妊婦・授乳婦に関する講習会（※2）への参加	1/2時間（※3）
妊婦・授乳婦にかかわる学会・研究会（※4）の主催する学術集会への参加	3/日
対象となる学会・職能団体（※5）の主催する学術集会への参加	3/日
日本病院薬剤師会が認定した妊婦・授乳婦に関する集合研修（※6）への参加	1/2時間（※3）
日本病院薬剤師会が実施する妊婦・授乳婦に関するeラーニングの受講	0.25/30分
国際学会あるいは全国レベルの学会（※7）においての妊婦・授乳婦に関する学会、研究会等での発表（筆頭演者）	（プラス3）
国際学会あるいは全国レベルの学会（※7）においての妊婦・授乳婦に関する学会、研究会等での発表（共同演者）	（プラス1）
複数査読制のある国際的あるいは全国的な学会誌・学術雑誌に妊婦・授乳婦に関する学術論文（筆頭著者）	10/編
複数査読制のある国際的あるいは全国的な学会誌・学術雑誌に妊婦・授乳婦に関する学術論文（共同著者）	4/編

※1 日本病院薬剤師会が主催する妊婦・授乳婦に関する講習会

※2 講習会を開催する都道府県病院薬剤師会は、日本病院薬剤師会に申し込みを行い、承認を得ること。

※3 最低1時間以上

1時間：0.5単位

1時間30分：0.75単位

※4 日本産科婦人科学会、日本小児科学会、日本先天異常学会

※5 日本病院薬剤師会（ブロック学術大会を含む）、日本薬剤師会、日本女性薬剤師会、日本薬学会、日本医療薬学会、日本臨床薬理学会

※6 集合研修の主催者は、日本病院薬剤師会に申し込みを行い、承認を得ること。

※7 ※5のブロック・支部学術大会もこれに準じる。

2. 更新申請時には、講習会等への参加証のコピー、論文の別刷またはコピーなどの単位の取得を証明する書類を添付すること。

附則

- 1) 平成22年3月20日制定
- 2) 平成26年2月8日改定
- 3) 平成27年2月14日改定 ただし、平成33年度までに更新申請するものにあつては(2)は従前の更新条件(日本病院薬剤師会生涯研修履修認定薬剤師、薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度、日本臨床薬理学会認定薬剤師)で差し支えない。
- 4) 平成28年2月13日改定